

下請法改正の概要～令和8年1月から「下請法」は「取適法」へ～

令和7年5月23日、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が公布されました。これにより、下請代金支払遅延等防止法（いわゆる下請法）が改正されます。「下請」という用語に発注者と受注者が対等な関係でないという語感があることなどから法律の題名も改められ、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（いわゆる取適法¹）として令和8年1月1日から施行される予定となっており、来年以降の発注については同法の適用対象となります。

今回は、上記改正の背景や取適法の概要について解説していきます。

1 下請法改正の背景

近年の労務費、原材料やエネルギーコストが大幅に上昇し、社会に大きな影響を与えています。下請法において下請事業者として位置付けられてきた事業者にとってもその影響は大きく、経営の維持・安定のため、発注者との協議によって適切な価格転嫁を実現していくことが重要な課題となっていました。また、物価上昇を上回る賃上げ実現に向け賃上げの原資を確保する意味でも、サプライチェーン全体で価格転嫁を構造的に実現していくことが重要と考えられていました。

こうした背景から、複数回にわたる下請法運用基準の改正、公正取引委員会による労務費の価格転嫁に関する指針の公表、企業取引研究会の開催・報告等の種々の取組みを経て、上記のとおり下請法の改正法案が成立するに至りました。

2 改正の概要

新たに施行される取適法では、上記のような背景に加え、物流問題への対応や規制の実効性確保の観点から、以下のとおり、規制内容が追加され、規制対象も拡大されています。

(1) 規制内容の追加

ア 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

下請法では、同法の適用対象となる製造委託等がなされた場合、給付の受領拒否や代金の支払遅延など、委託者たる親事業者に11の禁止行為が定められていました。取適法においても、この基本的な構造自体は変わりません。しかし、同法では、委託事業者の禁止事項として、新たに協議に応じない一方的な代金決定が追加されます。これは、従前委託者たる親事業者が、下請事業者からの価格についての協議を避け一方的に代金を据え置くなどといった問題が見られ、これが適切な価格転嫁を阻害する要因となっていると考えられたことを受けたものと思われます。

協議要請の無視や協議の回避は、下請法においても上記禁止行為の1つである「買いたたき」の禁止

¹ 「中小受託取引適正化法」

との関係で、規制の対象とされてきました。しかし、「買いたたき」が通常支払われる対価に対し著しく低い代金を不当に定めること、すなわち低廉な対価を問題としていたのに対し、取適法では、これに加えて適切な交渉プロセスを踏まないこと自体が禁止されることとなります。

そのため、取適法の適用対象となる取引を行う場合、委託事業者としては、受託事業者からの協議に応じ必要な説明や情報提供を行うとともに、当該協議の経過・内容について記録し保存しておくべきことなると思われます。

イ 手形払い等の禁止

また、取適法においては、手形等の取扱いも従前から変更され、手形払が禁止されるとともに、電子記録債権やファクタリングについても支払期日までに受託事業者が満額現金化することが困難なものは禁止されることとなります。

下請法では、手形払そのものは認めつつ、割引困難な手形、すなわち 60 日を超える長期サイトの手形の交付を禁止行為と定めていました。しかし、こうした手形等は受託者側に資金繰りの負担を求める商習慣といえ、問題視されてきました。そこで、取適法では、上記のとおり、手形払が禁止されるとともに、支払期日までに満額現金化できない電子記録債権やファクタリングについても規制の対象とされました。

手形については、2027 年 3 月末までに廃止されることとなっており²、徐々に他の決済手段への移行が進んでいることから、それほど大きな影響はないでしょう。他方、電子記録債権等については、上記改正により、対象取引の決済手段に用いる場合、①満期日・決済日を対象取引の支払期日（給付の受領日から 60 日以内）までに設定するほか、②決済に伴う手数料等は委託事業者において負担することが必要となってきます。対象取引において手形や電子記録債権等を用いた支払を行っている事業者は、今般の改正に合わせ、このような手間が生じることも踏まえて支払条件を見直すことが必要となってくるでしょう。

ウ 振込手数料の中小受託事業者負担の禁止

さらに、取適法においては、合意の有無にかかわらず、振込手数料を中小受託事業者の負担とすることは、「代金の減額」として禁止されることとなります。この点は実務に相当程度影響を与えるものと思われます。

下請法においても「代金の減額」は親事業者の禁止事項の 1 つとされており、一方的に代金から振込手数料を差し引いて支払うことは禁止されていました。しかし、同法においては、下請事業者との間で、振込手数料の下請事業者負担について書面による合意がなされていれば、親事業者が負担した実費の範囲で振込手数料の控除が認められていました。これに対して、取適法においては、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず控除が禁止されます。

そのため、従前の取引において、振込手数料を下請事業者負担とする内容の契約書を締結し、それに基づいて振込手数料の控除を行っていた親事業者は、取適法の適用までに従前の契約書を修正し、運用を見直す必要があります。この点は、対象取引や従業員基準の追加により新たに取適法規制の適用を受けることとなる事業者以外の事業者にも影響が大きい改正ですので、留意する必要があります。

(2) 規制対象の拡大

ア 特定運送委託の対象取引への追加

² 一般社団法人全国銀行協会 HP (<https://www.zenginkyo.or.jp/tegata-kogitte-haishi/>)

下請法は、取引の内容と資本金基準によって適用対象となる取引を定めています。かかる取引の内容として、「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」の4つが定められていましたが、取適法においては、これらに加えて「特定運送委託」が新たに対象取引に追加されます。

「特定運送委託」とは、「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」をいいます。すなわち、発荷主の業務が、物の販売、製造、修理または情報成果物の作成に当たる場合に、その物・情報成果物の顧客への運送を委託する場合、これに該当することとなります。下請法の下で自家使用の運送は提供対象外とされていたのと取扱いが異なる点は注意が必要です。

イ 従業員基準の追加

取適法では、上記のように対象取引が追加されたほか、減資や受注者に増資を求めるることによって資本金基準の潜脱を図る事例に対応すべく、新たに従業員基準が追加されます。これにより、資本金基準を充たさないことを理由に従前は下請法の適用対象外とされていた取引についても、従業員基準を充たせば適用対象とされることとなり、対象取引の範囲が拡大されます。

従業員基準の具体的な内容は、下図のとおり、取引の内容によって異なりますが 300 人、100 人が基準となります。

パブリックコメントの回答では、委託事業者に対して中小受託事業者の従業員数の確認義務を課す訳ではない旨の回答がなされているものの、結果的に取適法が適用され同法違反が認められれば指導や勧告の対象となると思われます。そのため、委託事業者としては、個々の発注の都度、委託先に書面等記録の残る方法で従業員数を確認し、明確に確認がとれない場合や基準を充足するか微妙な人数の場合、取適法の適用を前提に同法を守って対応するのが望ましいといえるでしょう。

取適法の概要



(公正取引委員会 HP 取適法リーフレットより抜粋)

(3) その他

このほか、下請法では発注時に給付の内容等一定事項を記載した書面の交付（いわゆる3条書面）が求められていきましたが、取適法ではこれらの事項を電磁的方法により明示することも認められるようになります（ただし、「特定運送委託」については、別途貨物自動車運送事業法による契約締結時の書面交付義務との関係で、なお書面の交付を要する場合があります）。また、従前下請法違反被疑事実の調査権限のみが与えられていた事業所管省庁に執行権限が付与されるなど、執行面の強化も図られています。

3 まとめ

以上、取適法の改正について概観して参りました。施行まで残りわずかとなりましたが、対象の拡大により新たに適用対象となる事業者のみならず、従前より下請法の適用を受けて来た事業者も、取適法の内容に合わせて運用を見直す必要がありそうです。来年以降、円滑に同法に対応できるよう、適用関係の整理や契約書の見直しなど適宜専門家を活用して準備を進めて頂ければと思います。

以上

〔執筆者〕



紺野 大（弁護士）

2022年日比谷タックス&ロー弁護士法人入所。中小企業を中心とする国内企業の経営を支えたいとの思いから政府系金融機関の営業職員として勤務。事業承継・タックスプランニングを専門分野とする。法務・税務の知識に加え金融機関側の視点も踏まえた、経営に役立つサービスの提供に尽力している。